

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和3年8月31日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 佐藤健一

記

1 手続番号

第0304-2019-0033号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

秩父郡東秩父村大字坂本字内手1172番地